第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画

~犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支えることで、 安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指して~

令和4年(2022年)3月

滋賀県

目 次

第	1	章		基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		計	画	策	定	の	趣	旨	•				•			•	•	•		•		•			•		•			•	1
	2		計	画	の	位	置	付	け					•					•													1
	3																															2
	4																															2
	•			_			•	_	1230	~_	,,,		••		1137																	_
笙	2	音		犯	罪	被	害	者	筀	东	取	L)	券	<	状	況																3
	1																															3
	2		AL)	罪	加里	主き	, 。 长生) ĭ	坪	ى م	北	记	•																			8
	_		حار	∌F⊺	r)X i	- 1	⊒ ক	+ ×	、] 及	.0)	1八.	<i>/</i> ///																				O
华	2	辛		珀	红	≡ ∔	面	ı —	Ħ	づ	,	타	田	L	≕甲	眲	_	_		_	_		_	_		_	_		_			10
																																10
	2		土	'ሉ	誄	瓼	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
<i></i>		**		1 _	<i>h-h-</i>	_	++			.	-	_																				4.5
第																																15
																																15
	2		施	策	の	基	本	的	な	方	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第	5																															16
	1																															16
	2																															16
	3		数	値	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第	6	章		犯	罪	被	害	者	等	の	支	援	に	向	け	た	施	策	•	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	1		施	策	体	系	义	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•	•	•	•		•	18
	2		具	体	的	施	策	-				•	•	•		•	-	•	•		•		•			•	-	•	•		•	22
			平	穏	な	生	活	· ^	の	復	. 帰	支导	え接	堂 .					•				-			•					•	22
			犯	罪	被	害	者	等	を	支	え	る	社	会	の	形	成															39

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の支援については、平成15年(2003年)4月に「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」を施行し、同年10月には同条例に基づく「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり基本方針」を策定の上、その基本的方向の一つに「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げて、犯罪被害者等支援の充実、女性被害者への支援、高齢者や障害者への支援、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者への支援、NPO等との連携を規定するとともに、関係部局が連携して取組を進めてきました。

さらに国において、「犯罪被害者等基本法」が平成16年(2004年)12月に制定されるとともに、平成17年(2005年)12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において具体的な施策が打ち出されたことを受け、滋賀県においても、平成19年(2007年)10月に「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定し、以降、犯罪被害者総合窓口の設置や性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)の開設等、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな施策を推進してきました。

しかしながら、近年、様々な犯罪が後を絶たず、県民誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、相談窓口における相談支援件数も大きく増加している状況等に鑑みると、犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民、事業者、関係機関・団体の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、滋賀県では、平成30年(2018年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」(以下「条例」という。)を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進していくため、条例第9条の規定に基づき「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」(以下「計画」という。)を平成30年(2018年)10月に策定しました。本計画が令和3年度(2021年度)末をもって計画期間が終了することから、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応を踏まえ、「第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

3 計画期間

計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

4 SDGsの目標達成への貢献

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール(目標)と169のターゲットが定められています。本県は持続可能な滋賀の実現を目指すとともに、SDGsの達成を目指しています。

本計画では、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指し、犯罪被害者等に対する支援や犯罪被害者等に関する県民の理解促進を図ることとしていますが、こうした施策を推進するこことで、SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」、「5ジェンダー平等を実現しよう」、「10人や国の不平等をなくそう」、「16平和と公正をすべての人に」、「17パートナーシップで目標を達成しよう」の目標の達成を目指します。

<主な関連するゴール>











第2章 犯罪被害者等を取り巻く状況

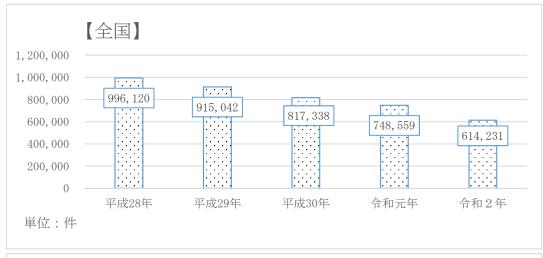
1 本県における犯罪等の状況

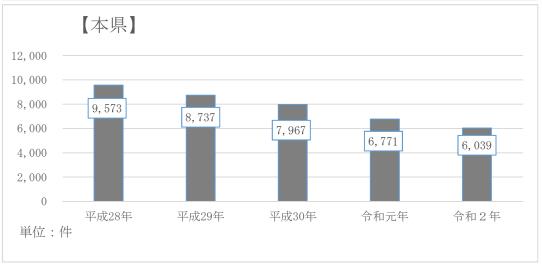
(1) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は、官民一体となった抑止活動や、防犯機器の普及、その他社会情勢の変化等により、全国的に平成14年(2002年)のピーク以降減少し続けており、平成14年(2002年)の285万3,739件から、令和2年(2020年)には61万4,231件と78.5%の減少となりました。

本県においても、平成14年(2002年)の3万2,183件をピークに、概ね減少傾向で推移し、令和2年(2020年)には6,039件となり、全国平均を上回る81.2%の減少となりました。罪種別内訳では、窃盗犯や器物損壊等の減少は著しいものの、性犯罪である強制性交等や強制わいせつは、平均以下の減少率となっています。

【全国と本県の刑法犯認知件数(総数)の推移】





(警察庁「犯罪統計資料」、県警察「滋賀の犯罪」より作成)

【本県における刑法犯認知件数(罪種別)の推移】

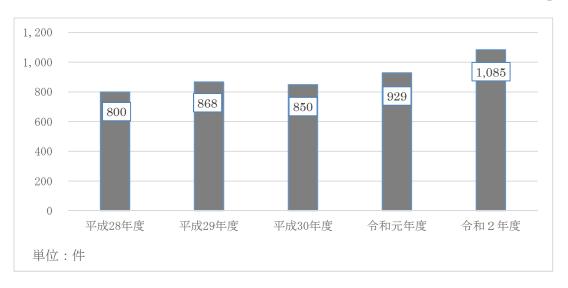
	罪種\年	折れ線グラフ	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	総数	ţ	9, 573	8, 737	7, 967	6, 771	6, 039
	凶 悪 犯		45	34	44	44	38
	殺人	1	8	13	12	9	3
	強盗	}	18	6	13	15	8
	強盗(侵入強盗)	\langle	7	1	3	7	1
	強盗(路上強盗)	∼	3	4	2	3	2
	強盗(その他)	√	8	1	8	5	5
	放火	\ \ \	11	5	7	6	12
	強制性交等(強姦)		8	10	12	14	15
	粗暴犯	1	477	463	466	409	363
	暴 行	Ţ	224	200	197	181	164
	傷害	1	192	201	215	179	143
	脅 迫	△	34	41	34	32	37
	恐喝	1	27	21	20	17	19
	窃 盗 犯	1	6,662	6, 110	5, 618	4,748	4, 172
	侵入窃盗	}	681	650	474	526	434
	侵入窃盗(空巣)	\frac{1}{2}	210	231	119	165	131
	侵入窃盗(忍込み)	1	123	107	58	65	46
	侵入窃盗(居空き)	1	24	13	13	14	13
	乗り物盗	+	2, 383	1, 907	1,869	1,543	1, 181
	自動車盗	\checkmark	92	61	81	58	65
	オートバイ盗	J	293	167	124	84	83
	自転車盗	Ī	1,998	1,679	1,664	1,401	1,033
	非侵入窃盗	ţ	3, 598	3, 553	3, 275	2,679	2, 557
	ひったくり	J	20	8	11	8	3
	車上ねらい	1	632	648	606	333	269
	色情ねらい	}	106	75	67	83	60
	万引き	$\frac{1}{2}$	1, 163	1,074	946	922	1,089
Ι.	知 能 犯	1	613	596	483	400	408
	詐 欺	1	565	559	443	370	357
	横領	\	20	14	23	19	20
	風俗犯	***	126	103	98	90	81
	強制わいせつ	İ	88	72	64	58	44
	公然わいせつ	\ \	33	22	23	22	32
	わいせ つ物頒布等		5	9	11	10	5
	その他	-	1,650	1, 431	1, 258	1,080	977
	占離横領	-	148	168	155	115	110
	業過致死傷	\sim	4	6	4	7	6
	公務執行妨害		20	17	32	20	18
	住居侵入		213	166	137	187	135
	逮捕・監禁	<u> </u>	2	1	0	3	1
	略取誘拐		0	1	6	5	2
	器物損壊等	+	1, 213	994	873	689	639

(県警察「滋賀の犯罪」、県警察ホームページ「滋賀の犯罪情勢」より作成)

(2) 配偶者からの暴力に関する相談件数

本県の配偶者暴力相談支援センターにおける令和2年度(2020年度)の配偶者からの暴力に関する相談件数は、1,085件と前年比156件の増加となっています。

【本県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数】

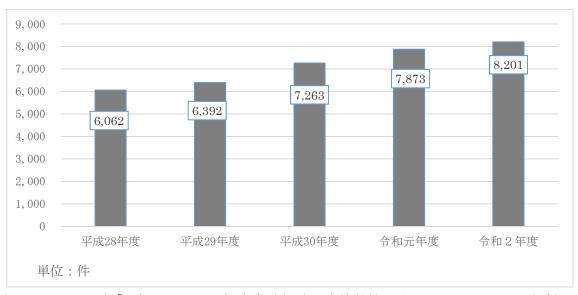


(内閣府男女共同参画局ホームページ掲載資料より作成)

(3) 児童虐待に関する相談対応件数

本県の市町を含めた児童虐待相談対応件数は毎年度増加しており、令和2年度(2020年度)は、前年度比328件と4.2%の増加となっています。

【本県の児童虐待相談対応件数(県と市町合計)の推移】

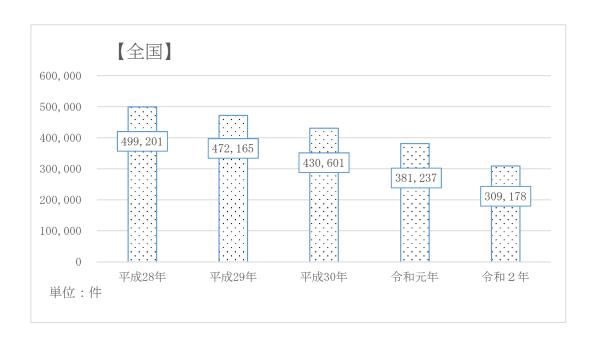


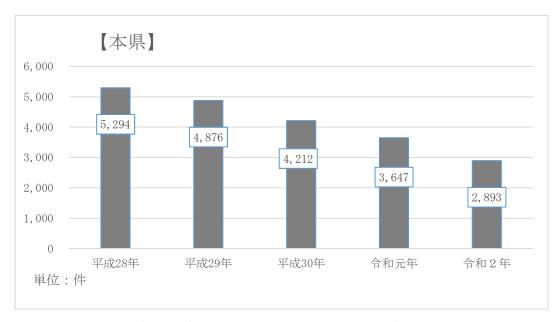
(県ホームページ「滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について」より作成)

(4) 交通事故の発生件数

本県における交通事故(人身事故)の発生件数は、平成16年(2004年)の10,292件から減少傾向で推移し、令和2年(2020年)は2,893件となっています。本県の交通事故による死者数は、平成30年(2018年)に39人と昭和26年(1951年)以降、最も少ない死者数でしたが、令和2年(2020年)は49人となっています。

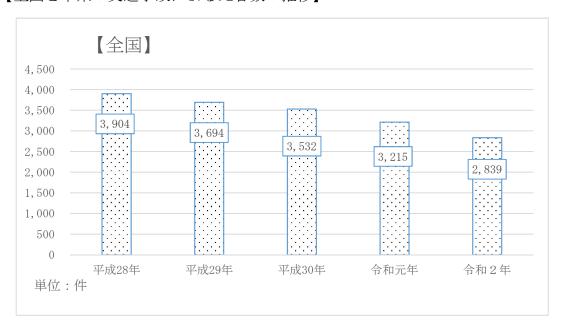
【全国と本県の交通事故発生件数の推移】

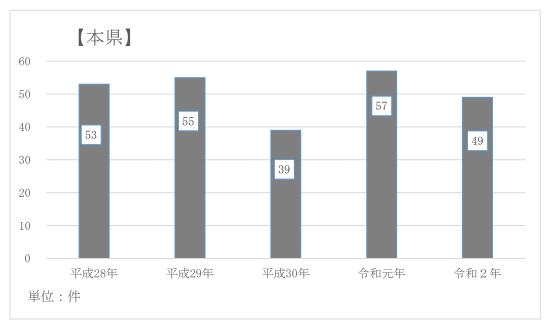




(警察庁「道路の交通に関する統計」、県警察「滋賀の交通」より作成)

【全国と本県の交通事故による死者数の推移】





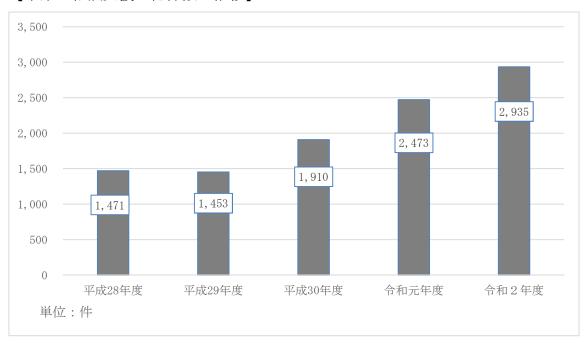
(警察庁「道路の交通に関する統計」、県警察「滋賀の交通」より作成)

2 犯罪被害者等支援の状況

(1)(公社)おうみ犯罪被害者支援センターの相談支援状況

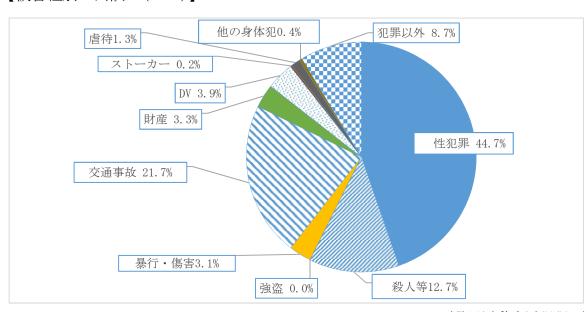
県の犯罪被害者総合窓口や県警察の犯罪被害者サポートテレホン業務を(公社) おうみ犯罪被害者支援センターに委託して設置し、犯罪被害者等に対する相談支援 を行っています。相談支援件数は、年々増加しており、令和2年度(2020年度)は 2,935件になりました。また、被害種別の内訳は、性犯罪が多く、続いて交通事故、 殺人等となっています。

【本県の相談支援の総件数の推移】



※ 相談支援の総件数:県の犯罪被害者総合窓口と県警察の犯罪被害者サポートテレホンに係る相談支援の 合計件数。例えば相談を受け、警察と連携し、さらに弁護士会と連携した場合は3件となります。

【被害種別の内訳 (R2)】

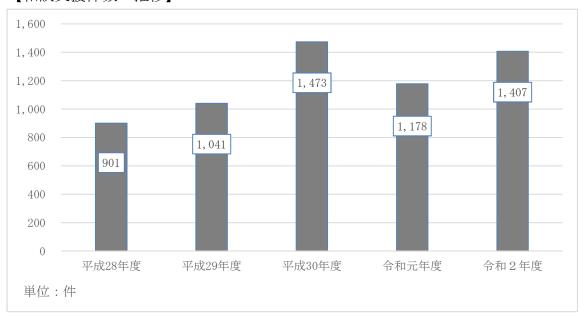


(県民活動生活課調べ)

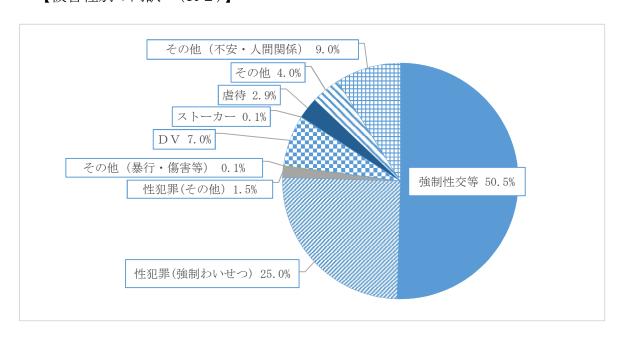
(2) 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)の相談支援状況

滋賀県産科婦人科医会、(公社)おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および 県の4者連携により「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」を設 置し、24 時間 365 日ホットラインにより、ワンストップで性暴力被害者に対する 総合的な支援を行っています。相談支援件数は増加傾向にあり、令和2年度 (2020 年度) は1,407 件になりました。また、被害種別の内訳は、強制性交等が 多くなっています。

【相談支援件数の推移】



【被害種別の内訳 (R2)】



(県民活動生活課調べ)

第3章 現行計画に基づく成果と課題

県では、平成30年(2018年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進していくため、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組んできました。

【主な成果】

- 1 平穏な生活への復帰支援
 - (1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実
- ○犯罪被害者等支援に関係する機関・団体・行政(国、県、市町)等で構成される滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会(64 団体)を設置し、関係機関等と連携して、犯罪被害者等に必要な支援を提供することができました。
- ○(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーターを配置 し、適切な支援が継続的に受けられるよう支援計画を策定し、関係機関との連絡調整 を行うなど、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行いま した。
- ○県の犯罪被害者総合窓口や県警察の犯罪被害者サポートテレホン相談を(公社)おう み犯罪被害者支援センターに委託して設置し、犯罪被害者等に寄り添い、一人ひとり の事情に配慮した相談支援を行いました。
 - ・令和2年度の相談支援件数 2,935件
- ○犯罪被害者となった少年が相談しやすい環境の整備を図るため、県内2か所の少年 サポートセンターにおいて、少年の悩みごと、困りごと等の相談に対応しました。
- ○身近な生活支援施策を行っている市町と犯罪被害者等支援に関する経験やノウハウを有する(公社)おうみ犯罪被害者支援センターが、連携して犯罪被害者等支援を推進するため、連携協定を締結し、地域における途切れのないきめ細やかな支援を実施することができました。
 - ・令和3年度の締結市町数 3市1町(大津市、甲賀市、東近江市、日野町)

- ○性犯罪や性暴力の被害者への支援を可能な限り1か所で提供するため、滋賀県産科婦人科医会、(公社)おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および県が連携し、「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」を設置し、24時間365日ホットラインによる相談支援をはじめ、産婦人科医療、警察などへの付添支援、必要な場合の証拠採取などを、被害者に寄り添いながら実施することができました。
 - ・令和2年度の相談支援件数 1,407件
- ○県内 3 か所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力に関する相談窓口を設置し、被害者等の総合的、継続的な支援を行うことができました。
 - ・令和2年度の相談件数 1,085件
- ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、警告、禁止命令、援助、検挙 措置等、適切に対応して重大な犯罪の未然防止を図るとともに、被害者の立ち直り支 援に努めました。
- 〇子ども家庭相談センターにおいて、夜間・休日にも対応した24時間受付の電話相談 体制を整備し、児童虐待の早期発見、早期対応を図ることができました。
 - ・令和2年度の相談件数 2,503件
- ○滋賀県高齢者権利擁護支援センターにおいて、高齢者虐待や成年後見制度の利用等 に関する相談支援や啓発等を行い、高齢者の権利擁護支援の取組を推進することが できました。
- ○交通事故相談所において、相談員が内容に応じて助言し、関係団体へのあっせんを行うことで、交通事故被害者等の心情に配慮した支援に取り組むことができました。
 - ・令和2年度の相談支援件数 306件
- ○すべての公立小・中・義務教育学校、高等学校および特別支援学校において、スクールカウンセラーや臨床心理士等による専門的なカウンセリングを受けることができる体制を整えることができました。また、私立学校に対しては補助金を交付するなど、スクールカウンセラー配置に対する支援を行いました。

(2)深刻な犯罪被害からの回復支援

- ○犯罪被害者となった少年が受ける精神的ショックの軽減を図るため、臨床心理士等 によるカウンセリングや、関係者等への助言等の継続支援を実施することができま した。
- ○警察本部では、犯罪被害者の実名発表・匿名発表について、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮し、犯罪被害者等に関する情報の保護に努めました。
- ○すべての公立小・中・義務教育学校、高等学校および特別支援学校に児童虐待対応担当を位置付け、校内の組織体制の強化や、関係機関との連携を図りました。また、児童虐待対応担当の役割や有効な対応事例を含めた講演を行うことで理解を深めることができました。
- ○警察本部において、犯罪被害給付制度に基づき、申請受付から裁定、通知まで、できる限り速やかに行い、犯罪被害者等の経済的負担を軽減することができました。

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

- ○犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)を中心に街頭啓発や各種広報媒体を活用した啓発活動を行い、犯罪被害者等の置かれている状況等についての県民理解の促進に努めました。
- ○犯罪被害者等の人権が尊重される社会づくりに向けて、広報・啓発を行い、県民の人 権尊重意識の醸成に努めました。
- ○市町教育委員会や学校訪問において「人権教育推進プラン」の具体化について、指導助言を行い、学校教育および社会教育における人権意識の醸成に努めました。

(2) 民間支援団体への支援

○民間被害者支援団体の相談員やSANE(性暴力被害者支援看護職)を対象に、より 高度な知識習得のための研修費用を支援し、人材育成を図ることができました。

- (公社) おうみ犯罪被害者支援センターに委託して設置している県の犯罪被害者総合窓口や県警察の犯罪被害者サポートテレホン、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) の周知を図るため、各種広報を実施し、犯罪被害者等支援に関する相談窓口等についての認知向上に努めました。
- ○民間被害者支援団体や SATOCO ホットラインの支援従事者に対して、臨床心理士等によるカウンセリングを実施することにより、その業務に従事する過程において受ける心理的な負担の軽減を図ることができました。

【主な課題】

- ○犯罪被害者等が直面している困難な状況から一日も早く回復し、再び平穏な生活を 営むことができるよう、個々の事情に一層配慮した対応・支援が求められています。
- ○支援を必要とする犯罪被害者等の相談支援に適切に対応するため、犯罪被害者総合 窓口等のさらなる認知向上を図る必要があります。
- ○相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談に携わる人員の確保や相談員の更なる育成を図るなど、相談体制を充実する必要があります。
- ○子どもなど自ら被害を訴えることが困難な犯罪被害者等のニーズに適切に対応する ため、関係機関相互の連携を一層図る必要があります。
- ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やデジタル化の進展による社会生活の 変化を踏まえ、より犯罪被害者等が相談しやすい相談環境を整備する必要がありま す。
- ○身近な生活支援施策を行っている市町と民間被害者支援団体との更なる連携を図り、 情報共有が迅速かつ継続的に行われる体制を整える必要があります。
- ○同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した場合の対応として、本 県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、支援が円滑に実施できるよう、役割 分担や支援体制を検討する必要があります。
- ○犯罪被害者等の個人情報がインターネット上に投稿されたり、いわれのない誹謗中傷を受けるなどいわゆる二次的被害に対して、適切な相談支援を行うとともに、人権 擁護の観点から啓発活動の強化を図る必要があります。

- ○学校において、民間被害者支援団体等との連携強化を図るなどして、犯罪被害者等の 置かれている状況の理解を促すとともに、性暴力の加害者にも被害者にもならない ための教育や啓発の内容を一層充実する必要があります。
- ○民間被害者支援団体が、将来にわたって安定した活動を継続できるよう、相談支援に 携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行う必要があります。

第4章 施策の基本的な考え方

1 目指す姿

条例第3条に定める基本理念のもと、犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指します。

2 施策の基本的な方向

次の2つの方向に沿って、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画 的に推進していきます。

(1)犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援します。

犯罪等による心身への直接的被害だけでなく、再び被害を受けるのではないかという恐怖や不安、長期間にわたって苦しめられている精神的・経済的な更なる被害など、犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、必要とされる支援も多くの分野にわたります。

このような状況を踏まえ、専門知識を持ち関係機関の連携や橋渡しを行う 犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交 通、住居、教育など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用 し、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、犯罪被 害者等が一日も早く平穏な生活へ復帰できるよう、一人ひとりの事情に応じ た適切な支援を実施していきます。

(2)犯罪被害者等を支える社会の形成を推進します。

犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻し、住み慣れた地域社会の中で暮らし続けることが大切であり、県民一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる社会づくりを進めることが重要です。

また県民一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれている状況について、正しく理解し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、行動していくことが重要であり、広報啓発や教育の充実、人材養成等の取組を進め、犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに支援の輪を広げていきます。

第5章 推進体制等

1 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内においては関係部局相互の連携・協力を確保しながら計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

この計画の目指す姿を実現するためには、県および関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力して取組を進めることが必要であり、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において必要な協議および連絡調整を行います。

2 進行管理

計画に基づく施策の実効性の確保および主要な施策の実施状況を把握するため、毎年度施策の実施状況を取りまとめるとともに、計画における数値目標を設定し、点検、評価を行います。

その結果については、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において意見を聴取 し、これらの意見をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計 画を推進していきます。また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等や民間被 害者支援団体から意見を求め、施策に反映していきます。

なお、計画の最終年度においては、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等も含め、計画における施策・事業の総合的な検証を行い、必要な計画の見直しを行います。

3 数値目標

項目	現状(令和3年度)	目標(令和8年度)	備考
滋賀県犯罪被害者総合窓口の認 知度	19.8%	50%	県政モニター アンケート
「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」の認知度	13.3%	30%	県政モニター アンケート
SANE (性暴力被害者支援看護職) の養成プログラム修了者の人数	1 1人	15人	

犯罪被害者等が犯罪による直接 的な被害だけでなく、様々な問 題を抱えていることを知ってい ると回答した県民の割合	79.0%	90%	県政モニター アンケート
(公社)おうみ犯罪被害者支援 センターと連携協定を締結した 市町の数	4 市町	19市町	

第6章 犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業

施策体系図

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備

(ア) 総合的支援

- ① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置
- ② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置
- ③ 犯罪被害者総合窓口による相談支援
- ④ 犯罪被害者サポートテレホン相談による相談支援
- ⑤ 警察における犯罪被害相談
- ⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策
- ⑦ 警察における適切な情報提供
- ⑧ 社会生活の変化に対応した相談環境の整備
- ⑨ 市町と民間被害者支援団体との連携強化
- ⑩ 大規模事案等への対応

(イ) 性暴力・配偶者暴力・ストーカー被害、女性の被害に対する支援

- ① 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による総合的ケア
- ② 警察における性犯罪被害者への適切な対応
- ③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- ④ 警察におけるストーカー事案への適切な対応
- ⑤ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク

(ウ) 子どもの被害・児童虐待被害に対する支援

- ① 子ども家庭相談センターにおける相談対応
- ② 市町要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)の活用
- ③ 少年サポートセンター等における相談対応
- ④ スクールカウンセラー等活用事業
- ⑤ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援
- ⑥ 心の教育相談センター等における相談対応
- ⑦ 学校問題行動対策連絡会議(スパック会議)の活用

1
平
穏
な
生
活
^
တ
復
帰
支
援

① 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援	
② 障害のある人に対する支援	
③ 地域包括支援センターを通じた高齢者支援	
④ 滋賀県高齢者権利擁護支援センターによる支援	
(オ) 交通事故被害に対する支援	
① 交通事故相談所における相談対応	
イ 犯罪被害者等を支える人材の養成	
① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催	
② 犯罪被害者支援従事者育成事業	
③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援	
④ 警察職員に対する研修	
⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催	
⑥ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修	
⑦ スクールカウンセラー等活用事業	再掲
⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援	再揭
⑨ 民生委員・児童委員に対する研修	
⑩ 交通事故相談員支援事業	
① 交通事故相談員支援事業 ① 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成	
① 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成	
① 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援	
① 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援	
① 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援	
① 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援 ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応	
(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援 ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応 ③ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成	再掲
 ① 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援 ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応 ③ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成 ④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備 	
 ① 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援 ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応 ③ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 ④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備 ⑤ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) による総合的ケア 	再揭
(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援 ア 心身に受けた影響からの回復支援 ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援 ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応 ③ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成 ④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備 ⑤ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による総合的ケア ⑥ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援	

(エ) 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援

L	犯非被害有等の女宝の催保 	
_)再被害防止の推進	
) 犯罪被害者等に関する情報の保護	
)緊急時の通報体制の充実	
) 保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施	
)学校・警察連絡制度(学警連携)	
) 警察における児童虐待事案への適切な対応	
)児童虐待対応教員の位置付け	
) 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知	
)児童虐待関係研修会の開催	
	基力団犯罪からの保護対策の推進	
) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	
	平穏な生活への復帰に向けた支援	
Ī	ア)居住の安定確保	
_)県営住宅優先入居制度	
) 県営住宅目的外使用許可制度	
) 婦人保護施設における支援の充実	
) 生活困窮者自立支援事業	
) 一時避難場所借上経費に係る公費負担	
	イ)経済的負担の軽減	
) 犯罪被害給付制度	
	司法解剖後の遺体搬送経費に係る公費負担	
	ハウスクリーニング費用に係る公費負担	
	国外犯罪弔慰金等支給制度	
	2 犯罪被害者見舞金制度	
	性犯罪被害者の初診料等に係る公費負担	
) 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての支援	
	ウ)雇用の安定確保	
)就労支援	
) 生活困窮者自立支援事業	Ŧ
ſ	〉 個別的労使紛争のあっせん 	
	<mark>エ)保健・医療・福祉等</mark> 	
	滋賀県救急医療情報システムの運営	
)高次脳機能障害者への支援の充実	
) 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱の周知徹底	

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

- ①「犯罪被害者週間」にあわせた広報・啓発
- ② 社会全体で犯罪被害者等を支える取組の推進
- ③ 民間被害者支援団体等の広報
- ④ 人権啓発活動の推進
- ⑤ デートDVに対する理解の促進
- ⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業
- ⑦ 「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせた啓発事業
- ⑧ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実
- ⑨ 人権教育指導研修事業
- ⑩ 「なくそう犯罪」滋賀の取組
- ① 犯罪発生状況等の情報提供
- ② 高齢者を特殊詐欺の犯罪から守る啓発事業
- ③ 交通安全対策の推進
- 14 交通事故の実態に関するデータの公表

(2) 民間被害者支援団体との連携強化と支援

- ① 民間被害者支援団体との連携強化と支援
- ② 犯罪被害者等支援推進協議会における連携
- ③ 市町と民間被害者支援団体との連携強化
- ④ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実
- ⑤ 支援従事者の二次受傷対策
- ⑥ 全国被害者支援ネットワークに対する協力

※犯罪被害者等支援施策の推進に要する経費は、総額で約1億2,500万円と想定しています。

再掲

再掲

具体的施策

- 1 平穏な生活への復帰支援
- (1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

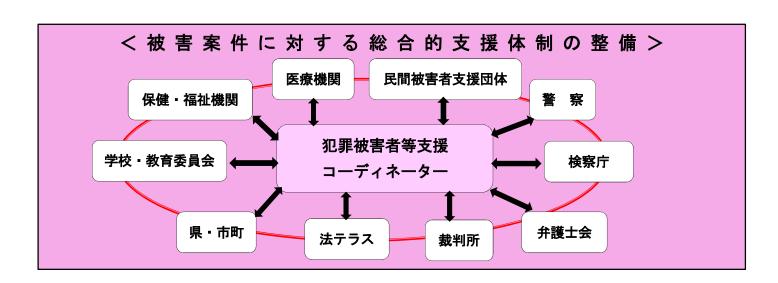
ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、被害直後の早い段階からきめ細かな相談を受けることができる体制を整備することが必要であり、被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と関係各機関・団体相互の密接な連携を図ることで、途切れることのない支援を実施します。

さらに、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援をワンストップで実施します。

特に、性犯罪・性暴力被害については、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) による 24 時間 365 日ホットラインでの支援を実施します。

また、刑事裁判への参加など法的な問題については、滋賀弁護士会犯罪被害者支援委員会と連携して必要な支援に努めます。



(ア) 総合的支援

① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置

平成30年(2018年)5月に犯罪被害者等支援に関係する行政(国、県、市町)、警察、各機関・団体で設立した「滋賀県犯罪被害等支援推進協議会」において、犯罪被害者等支援に関する協議・連絡調整を行うとともに、一体となって支援施策を推進します。

(県民活動生活課、警察県民センター)

② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置

犯罪被害者等支援に関する専門知識を持ち関係機関の連携・橋渡しを行う「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援計画を策定するとともに、関係機関とのケース会議や連絡・調整を行うことで、犯罪被害者等支援に関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供できるようにします。

(県民活動生活課)

③ 犯罪被害者総合窓口による相談支援

犯罪被害者等支援の総合窓口となる県の犯罪被害者総合窓口を(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに委託して設置し、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供 や付添支援等、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施します。

(県民活動生活課)

④ 犯罪被害者サポートテレホン相談による相談支援

滋賀県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である(公社)おうみ犯罪被害者支援センターにおいて、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公的機関や団体への橋渡しを行い、切れ目のない支援の輪による、きめ細かな被害者支援体制の充実と被害者等の立場を踏まえた相談支援を実施します。

(警察県民センター)

⑤ 警察における犯罪被害相談

犯罪等による被害の未然防止等に関する相談に応じる窓口として、警察県民センターにおいて警察安全相談電話を設置するとともに、(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに委託している犯罪被害者サポートテレホンで対応します。

家庭や友達、いじめ、少年の非行からの立ち直り支援等、少年非行や健全育成に関する相談については、大津少年サポートセンター、米原少年サポートセンターで対応します。

性犯罪被害の潜在化防止と性犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減するため、 性犯罪被害相談電話を設置して女性職員が対応します。夜間、土日・祝日は警察本部 総合当直が対応します。

(警察県民センター、少年課)

⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策

被害者支援要員による事件発生直後からの支援の実施や、被害者支援要員に対する 専門的な研修の実施等、犯罪被害者の心理面等の早期回復や被害の軽減、さらには再 被害防止対策等を推進し、犯罪被害者等の負担軽減を図ります。

また、被害者相談施設、被害者支援車両の整備・配置や、警察施設以外の相談会場の随時借上げ等、犯罪被害者が安心して事情聴取、実況見分に応じられるよう、捜査過程における精神的な負担の軽減を図ります。

(警察県民センター)

⑦ 警察における適切な情報提供

警察庁作成の広報用パンフレット「警察による被害者支援」や、県警察作成の「被害者の手引き」(犯罪被害者全般向け、交通事故被害者向け、外国語版(英語・ポルトガル語))の配布、県警察のホームページ上への掲載等、犯罪被害者にとって必要な情報を早期に提供し、精神的な負担の軽減を図ります。

犯罪被害者等、特に殺人、傷害、性犯罪といった身体犯の被害者等は、精神的苦痛が大きく、事件への関心も強いことから被害者の要望に応えるため、被害者連絡制度を活用して捜査状況等の情報を提供します。

(警察県民センター)

⑧ 社会生活の変化に対応した相談環境の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やデジタル化の進展による社会生活の変化を踏まえ、デジタル技術等新たな手法も取り入れながら、より犯罪被害者等が相談しやすい相談環境の整備を進めます。

(県民活動生活課 他)

⑨ 市町と民間被害者支援団体との連携強化

県内すべての市町には、犯罪被害者等支援担当課に総合的対応窓口が設置されていますが、より被害者に寄り添った支援を行うため、機能の充実が求められます。このため、住民にとって身近な生活支援施策を行っている市町と犯罪被害者支援に関する経験やノウハウを有する民間被害者支援団体との連携強化の促進を図るとともに、必要な情報の提供や担当者のスキルアップのための研修等を行い、市町における犯罪被害者等支援の充実を図り、周知に努めます。

(県民活動生活課)

⑩ 大規模事案等への対応

同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した際に、犯罪被害者等支援を円滑に行うため、本県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、県警察、県、市町、民間被害者支援団体等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して必要な支援が行えるよう、近隣府県との相互支援・連携も含め、支援体制を整備し、大規模事案等への対応を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター)

(イ) 性暴力・配偶者暴力・ストーカー被害、女性の被害に対する支援

① 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) による総合的ケア

滋賀県産科婦人科医会、(公社)おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および県の4者連携により、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、産婦人科医療、相談、付添支援など、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、警察への被害届出を促進し、被害の潜在化の防止を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター、捜査第一課)

② 警察における性犯罪被害者への適切な対応

性犯罪関係の事件担当所属への女性警察官の配置や被害者に対する各種支援制度に 関する適切な情報提供等、性犯罪被害者にとって被害直後のショックを和らげ、精神 的、経済的な負担の軽減を図ります。

(警察県民センター、捜査第一課)

③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図り、被害者の自立した生活を促進するため、県内に3箇所の相談機関(配偶者暴力相談支援センター)を設置し、電話および来所での相談を実施します。

(子ども・青少年局)

④ 警察におけるストーカー事案への適切な対応

ストーカー事案に対して、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づき、警告、禁止命令、援助、検挙措置等、適切に対応して重大な犯罪の未然防止を 図るとともに、被害者の立ち直りを支援します。

(生活安全企画課、捜査第一課)

⑤ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク

県と県警察相互の情報共有と連携強化を図るとともに、各警察署単位において市 町、県、県警察の顔の見える関係構築のための担当者会議を開催します。

女性や子どもを犯罪等から守るために必要な施策に関して、県と県警察相互の情報共有と連携強化を図り、個々の事案等に対する適切な対応・支援を行います。

(県民活動生活課、生活安全企画課)

(ウ) 子どもの被害・児童虐待被害に対する支援

① 子ども家庭相談センターにおける相談対応

中央子ども家庭相談センター内に24時間対応できる電話連絡体制を整備し、夜間・休日等でも子どもや児童虐待等の被害相談等に対応します。

(子ども・青少年局)

(2) 市町要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)の活用

児童虐待を受けた要保護児童等に対し、関係機関が連携して一体となって支援するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の共有および各機関の連携強化による問題解決に向けた総合的な取り組みの推進を図るなど、効果的な対応を行います。

(子ども・青少年局)

③ 少年サポートセンター等における相談対応

少年サポートセンター等において、犯罪被害に遭った少年が相談しやすい環境の整備を図り、犯罪被害者となった少年の悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応します。

(少年課)

④ スクールカウンセラー等活用事業

すべての公立小・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣 し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助、職員研修会で の指導・助言などを行い、学校における相談体制の充実を図ります。

(幼小中教育課)

⑤ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援

私立学校のスクールカウンセラー設置(配置)については、滋賀県私立学校振興補助金において、設置(配置)校に補助金を増額して配分するなど、支援を行います。

(私学・県立大学振興課)

⑥ 心の教育相談センター等における相談対応

滋賀県心の教育相談センターにおいて、不登校児童生徒や保護者に対し、来所および電話による相談を受け付け、臨床心理士等の専門的なカウンセリングを行うとともに、児童生徒が在籍する学校には連携する機会を設定し助言を行います。

また、県内の相談機関や適応指導教室等関係機関と連携して情報交換を行うとともに、ホームページ等で活動内容を広報し、ネットワーク化を図ります。

(幼小中教育課)

⑦ 学校問題行動対策連絡会議(スパック会議)の活用

問題行動の迅速かつ適正な対応と教育現場への積極的な支援を行うため、本県の 実情を踏まえながら、滋賀県問題行動対策連絡会議(県スパック会議)において、 児童等を取り巻く犯罪情勢や児童等が関わる犯罪被害に関する情報交換や対応を協 議します。

(幼小中教育課)

(エ) 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援

① 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援

障害者や外国人県民等、社会的に不利な立場にある方に対する支援については、 関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりの事情に配慮した相談支援を行うよう 努めます。

(県民活動生活課)

② 障害のある人に対する支援

障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の 周知・啓発を行うとともに、地域の権利擁護支援体制のネットワーク構築を推進し、 意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。

また、虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再 発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連 携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討などを行い、通報の受理や調査、一 時保護を行う市町の取組を支援します。

(障害福祉課)

③ 地域包括支援センターを通じた高齢者支援

市町が設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族からの相談への対応のほか、高齢者の虐待問題への対応が適切に行われるよう、市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や情報交換会を開催し、その資質向上を支援します。

(医療福祉推進課)

④ 滋賀県高齢者権利擁護支援センターによる支援

高齢者の権利擁護が適切に行われるよう、滋賀県高齢者権利擁護支援センターに おいて、高齢者虐待、成年後見制度の相談・啓発を行うとともに、成年後見制度の 利用促進を図ります。

(医療福祉推進課)

(オ) 交通事故被害に対する支援

① 交通事故相談所における相談対応

交通事故被害者とその家族の福祉の向上を図るため、相談員が損害賠償問題や更 生問題等について相談に応じ、助言、関係団体へのあっせんを行い、交通事故被害者 の救済活動を実施します。

(道路保全課)

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成

犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、犯罪被害者等からの相談や支援を行う人 材を養成することが必要です。このため、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪 被害者等を社会で支える人材の養成を推進します。

また、犯罪被害者等が社会のかけがえのない一員として、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることがないよう十分配慮して支援を実施できるよう支援従事者の資質向上を図ります。

① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催

市町の犯罪被害者等支援主管課長および実務担当者に対する研修会を開催し、犯罪被害者等の置かれている現状や更なる被害を生じさせないための適切な支援についての理解を促進し、犯罪被害者等からの相談等に対する適切な対応能力の向上を図ります。

また、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会における講演等を通じて、支援の過程において更なる被害を生じさせることのないよう犯罪被害者等の置かれている立場への理解の促進を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター)

② 犯罪被害者支援従事者育成事業

相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化、また犯罪被害者一人当たりの支援の長期化等に伴い、相談体制を充実させる必要があります。このため、相談員やSANE(性暴力被害者支援看護職)の研修費用を支援することで新たな相談員等の育成を図ります。

(県民活動生活課)

③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援

(公社) おうみ犯罪被害者支援センターの相談員に対する研修に講師を派遣し、対応能力の向上を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター)

④ 警察職員に対する研修

採用時や専門分野への任用時、昇任時における教養や専門的な研修等を実施し、犯 罪被害者等への適切な対応を確実にするための実務能力の向上を図ります。

(警察県民センター)

⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)に関係する急性期の産婦人科医療を提供する看護師や助産師、中長期の支援を実施する(公社)おうみ犯罪被害者支援センターの相談員や捜査を担当する警察官等を対象に、更なる被害を生じさせない適切な対応・支援ができるよう、研修会を開催し、犯罪被害者等の状況把握や対応能力の向上を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター)

⑥ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修

子どもや児童虐待等の被害者への支援を行う職員に対し、関係者向けの研修を実施 し、犯罪被害者等に対する支援の資質向上を図ります。

(子ども・青少年局)

⑦ スクールカウンセラー等活用事業 (再掲)

(幼小中教育課)

⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援(再掲) (私学・県立大学振興課)

⑨ 民生委員・児童委員に対する研修

地域での相談・支援の担い手である民生委員・児童委員に対する研修を実施し、犯 罪被害者等に関する個人情報保護の徹底や人権問題への意識の向上を図ります。

(健康福祉政策課)

⑩ 交通事故相談員支援事業

交通事故相談活動の質の向上・円滑化、相談対応能力の充実・強化を図るため、相談員が事例研修・相談会等に参加し、相談への迅速かつ適切な対応を図ることで、交通事故被害者やその家族の救済および福祉の向上に寄与します。

(道路保全課)

① 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成

県内で事件・事故が発生した場合に、速やかにこころのケアチームを結成し、適切な活動ができるよう、保健福祉、教育、医療の各関係機関間の連携強化や人材育成を行います。

(障害福祉課)

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 心身に受けた影響からの回復支援

犯罪被害者等は、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害だけでなく、 自らやその家族が犯罪行為の対象となったという事実からも精神的被害を受けることが あります。さらに再被害に対する不安や恐怖、またいわれのない誹謗中傷等、いわゆる 二次的被害を受ける場合もあります。

こうした犯罪被害者等が受けた身体的・精神的な被害からの回復を支援するため、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して、犯罪被害者等に寄り添った心身のケアに取り組みます。

(1) インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援

インターネット上での犯罪被害者等に対する誹謗中傷等により、犯罪被害者等が さらに苦しめられる事例が発生しています。こうした事例に関する相談について、 犯罪被害者総合窓口において、法的支援や精神的サポートも含めた相談支援を行い ます。

(県民活動生活課)

② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応

県立精神保健福祉センターにおいて、随時、犯罪被害者等への支援に関する情報提供、相談等の支援を実施します。

また、県内の各保健所においても、必要に応じて精神保健福祉センターと連携しながら対応します。

(障害福祉課)

③ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に対応できる関係従事者の養成 (再掲) (障害福祉課)

④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備

犯罪や交通事故による被害者等からの申出に基づき、その精神的被害の回復または軽減を図るため、警察本部長が委嘱した精神科医等の医師、臨床心理士、犯罪被害者カウンセラーによるカウンセリングを実施します。

(警察県民センター)

- ⑤ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による総合的ケア(再掲) (県民活動生活課、警察県民センター、捜査第一課)
- ⑥ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援

被害少年が受ける精神的ショックの軽減を図るため、臨床心理士等によるカウンセリングや、関係者等への助言等の継続支援を実施します。

(少年課)

⑦ スクールカウンセラー等活用事業 (再掲)

(幼小中教育課)

- ⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援 (再掲) (私学・県立大学振興課)
- ⑨ 心の教育相談センター等における相談対応 (再掲)

(幼小中教育課)

イ 犯罪被害者等の安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するとともに、その安全 を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、防犯に係る指導や助言、犯罪被 害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保など、犯罪被害者等の不安の軽減と安全確 保のための措置を講じます。

① 再被害防止の推進

犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止対象者」として指定するとともに、法務省等の関係機関と連携し、犯罪被害者等の安全を確保します。

(警察県民センター、刑事企画課)

② 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者等の実名発表、匿名発表について、プライバシーの保護、発表する ことの公益性等を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容とな るよう配慮します。

(総務課(警察)、警察県民センター)

③ 緊急時の通報体制の充実

犯罪被害者等に対する再被害を防止し、犯罪被害者等の保護を行うため、必要の ある犯罪被害者等に携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。

(警察県民センター)

④ 保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施

一時保護所において要保護児童および女性の一時保護を行うほか、本人および一時保護所の状況に応じて施設等への一時保護委託を活用するなど、適切な対応に努めます。

また、家庭養育優先原則に基づき、里親等への委託を進めるとともに、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を実施し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。

(子ども・青少年局)

(5) 学校·警察連絡制度(学警連携)

学校および警察が、児童生徒の健全育成に必要な相互の連携・情報提供を行うことにより、児童生徒の非行を防止して健全な育成を図るとともに、犯罪被害者等の保護を図ります。

(私学·県立大学振興課、幼小中教育課、少年課)

⑥ 警察における児童虐待事案への適切な対応

児童虐待の早期発見のための研修の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図ることで事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全の確認および安全の確保を優先とした児童虐待対応の徹底を図ります。

(少年課)

⑦ 児童虐待対応教員の位置付け

小・中学校および県立学校で児童虐待対応教員を位置付け、その教員を中心として虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある教員が、該当児童生徒に組織的に対応します。

児童虐待対応教員には、研修会や連絡協議会等で、虐待対応のあり方等について 指導するとともに、子ども家庭相談センターや市町の福祉事務所、要保護児童対策 地域協議会との連携強化を図ります。

(幼小中教育課)

⑧ 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知

私立学校関係者等の職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、虐待通告、虐待防止について、各私立学校・園への周知、啓発を図ります。

(私学·県立大学振興課)

9 児童虐待関係研修会の開催

子ども・青少年局と連携した研修会や連絡協議会等において、児童虐待対応教員の 役割、虐待への有効な対応事例や国内外の先進的な取組事例の講演等を行い、各学校 等における児童虐待防止に向けた取組を推進し、早期発見・早期対応に努めます。

(幼小中教育課)

⑩ 暴力団犯罪からの保護対策の推進

暴力団犯罪の犯罪被害者等は、暴力団からの報復や嫌がらせを受ける不安を抱えているため、暴力団からの危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定し、危害行為の未然防止措置を実施する等、犯罪被害者等の安全を確保するとともに、積極的な被害の申告を促し、(公財) 滋賀県暴力団追放推進センター等の関係機関と連携して被害の回復を図ります。

滋賀県暴力団追放推進センターでは、暴力団からの不当な行為の相談に応じるほか、犯罪被害者等に対する見舞金の支給、暴力団を相手取った民事訴訟費用の貸付等の事業を行います。

(組織犯罪対策課)

① 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団による犯罪被害の回復、軽減、再発防止対策等を図るための支援活動を、 (公財) 滋賀県暴力団追放推進センターや滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会等 と連携して総合的・横断的に推進し、暴力団犯罪による被害の回復を推進します。

(組織犯罪対策課)

ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援

犯罪被害に起因して、転居や失職、経済的困窮を余儀なくされることがあることから、各種制度等を柔軟に活用して犯罪被害者等の平穏な生活への復帰に向けた支援を進めます。

(ア) 居住の安定確保

① 県営住宅優先入居制度

県営住宅の定期募集において、犯罪被害者等で現に住宅に困窮していることが 明らかな場合には、優先入居(倍率優遇)の取扱いを行います。

(住宅課)

② 県営住宅目的外使用許可制度

犯罪被害者等で、緊急に入居する必要があると認められる場合には、一時的に 県営住宅の使用を許可し、住宅の提供を行います。

(住宅課)

③ 婦人保護施設における支援の充実

一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設における支援の充実に取り組みます。

(子ども・青少年局)

④ 生活困窮者自立支援事業

犯罪等の被害に起因して離職した犯罪被害者等の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、自立の促進を図ります。

(健康福祉政策課)

⑤ 一時避難場所借上経費に係る公費負担

自宅が犯行現場となり、破壊・汚損されるなど物理的に居住することが困難となった場合の精神的苦痛の緩和や、加害者またはその関係者からの危害を防止するなど再被害を防止するため、犯罪被害者等の一時避難場所を確保する必要がある場合に宿泊施設の使用料を公費負担します。

(警察県民センター)

(イ) 経済的負担の軽減

① 犯罪被害給付制度

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪行為により、重大な被害(死亡、重傷病または障害)を受けたにもかかわらず、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、給付金(遺族、重傷病、障害)を支給することにより精神的・経済的打撃の緩和を図ります。

(警察県民センター)

② 司法解剖後の遺体搬送経費に係る公費負担

司法解剖後の遺体の搬送に際し、尊厳を保った取扱いをするため、民間専門業者に依頼し、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門剖検室(解剖室)または警察署からの搬送経費を公費負担し、遺族等の経済的、精神的被害の軽減を図ります。

(警察県民センター)

③ ハウスクリーニング費用に係る公費負担

県内における自宅、実家等が犯罪現場となり、その犯罪被害により、清掃が必要な場合で、かつ継続的に犯罪被害者等がその場所で居住する場合は、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、公費負担を行います。

(警察県民センター)

④ 国外犯罪弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を国から支給して、日本国外における犯罪の被害者を救済します。

(警察県民センター)

⑤ 犯罪被害者見舞金制度

犯罪に巻き込まれ不慮の死を遂げた方の遺族や、傷害を受けた方の経済的負担を軽減するため、各市町が犯罪被害者等支援条例等に基づき、犯罪被害者等に見舞金を支給します。

(各市町)

⑥ 性犯罪被害者の初診料等に係る公費負担

性犯罪被害者の被害直後のショックや心身の苦痛を和らげ、精神的、経済的な 負担の軽減を図るため、診察における初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措 置料、人工妊娠中絶費用、診断書経費を公費負担します。

(警察県民センター)

⑦ 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての支援

交通事故被害者とその家族の福祉の向上を図るため、損害賠償問題や更生問題 等についての相談に応じて、助言、関係団体へのあっせんを行い、適切な損害賠 償が受けられるよう支援を行います。

(道路保全課)

(ウ) 雇用の安定確保

① 就労支援

犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、滋賀労働局やハローワーク等と連携し、きめ細かな就労支援を行います。

近江八幡市と草津市に設置したマザーズジョブステーションにおいて、個別相談やアドバイス、仕事と子育ての両立のための保育等の情報の提供、託児の実施、求人情報の提供や職業紹介の就労支援を行うなど、関係機関と連携した就労支援をワンストップで実施します。また、若者や中高年齢者、障害者についても、様々な就労支援を実施します。

(労働雇用政策課、女性活躍推進課)

② 生活困窮者自立支援事業 (再掲)

(健康福祉政策課)

③ 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で発生した労働条件等に関するトラブルを、労働問題に関して経験豊かなあっせん員が、労使双方の意見を聴き、助言を行い、話し合いにより解決できるよう支援を行います。

(労働委員会事務局)

(エ)保健・医療・福祉等

① 滋賀県救急医療情報システムの運営

医療機関の診療の可否や基本的な救急医療情報を、当該システムを通じて県民 へ提供することにより、安心・安全な医療の提供を行います。

(医療政策課)

② 高次脳機能障害者への支援の充実

各圏域において、保健、医療、福祉等様々な分野の支援者がネットワークづくりを進めることにより、当事者や家族が身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられる体制の充実を図ります。また、高次脳機能障害のある人や家族を含めて広く県民が、その障害の特性を理解するよう普及啓発に努めます。

(障害福祉課)

③ 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱の周知徹底

患者の受診情報が医療機関等や保険者から流出しないよう個人情報の適正な取扱いを促します。

(医療政策課)

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

犯罪被害者等を共に支える社会の実現のためには、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況を十分に理解するとともに、自分自身の問題として考えていく必要があります。

そのため、犯罪被害者等が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、犯罪被害者等への理解を促進する広報、啓発活動を実施します。

併せて、犯罪被害者等を一人でも少なくするために犯罪被害防止や交通安全対策と連携した取り組みを進めます。

さらに、「犯罪被害者週間」(11月25日~12月1日)において、関係機関、団体等と 連携、協力しながら、犯罪被害者等支援に関する取組や更なる被害防止等の県民理解を 促進するため、集中的な啓発活動を実施します。

① 「犯罪被害者週間」にあわせた広報・啓発

「犯罪被害者週間」にあわせて、犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を脅かす更なる被害への配慮の重要性等について県民の理解を深めることを目的に広報・啓発活動を実施します。

(県民活動生活課、警察県民センター)

② 社会全体で犯罪被害者等を支える取組の推進

犯罪被害者等の実情に対する理解と共感を得るとともに、犯罪被害者等支援活動 への参加を促すことにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も 出さないまちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

(県民活動生活課、警察県民センター)

③ 民間被害者支援団体等の広報

(公社) おうみ犯罪被害者支援センターや性暴力被害者総合ケアワンストップび わ湖(SATOCO) が実施する取組や活動について、各種広報媒体を用いて広報を行う ことにより、民間被害者支援団体等のさらなる認知向上を図るとともに、県民等の 犯罪被害者等支援の取組に関する理解を促進します。

(県民活動生活課、警察県民センター)

④ 人権啓発活動の推進

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、県民の人権意識の 高揚を図るため、手法や内容を工夫しながら、多彩な人権啓発事業を実施しま す。

また、犯罪被害者等の個人情報がSNSに投稿されたり、いわれのない誹謗中傷を受けることがないように、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、広報啓発を行います。

(県民活動生活課、人権施策推進課)

⑤ デートDVに対する理解の促進

若年層を対象に、デートDV防止のための啓発冊子を作成・配布し、デートDV に対する正しい理解を促すとともに、相談窓口の周知を図っていきます。また、教職員・市町担当職員を対象に、デートDV防止啓発セミナーを開催します。

(女性活躍推進課)

⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~11月25日)にあわせて、ポスター 掲示や横断幕の設置、男女共同参画センターにおける特集図書コーナー等の啓発活 動を行うとともに、市町にも同様の取組を呼びかけます。

(女性活躍推進課)

(7) 「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせた啓発事業

若年層の性暴力被害予防月間(4月1日~4月30日)にあわせて、ポスター掲示や男女共同参画センターにおける特集図書コーナー等の啓発活動を行うとともに、市町にも同様の取組を呼びかけます。

(女性活躍推進課)

⑧ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実

学校において、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するとともに、生命の尊さを学び生命を大切にする教育を一層推進します。また、専門家等による外部講師派遣等、(公社)おうみ犯罪被害者支援センターや性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)と連携して、性犯罪・性暴力について、子どもの発達段階に配慮した教育を一層充実します。

(県民活動生活課、幼小中教育課、人権教育課、保健体育課、私学・県立大学振興課)

9 人権教育指導研修事業

広く人々の人権問題に関する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する 学習活動を推進します。

(生涯学習課)

⑪ 「なくそう犯罪」滋賀の取組

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、安全・安心な滋賀の実現のために、自助共助による犯罪抑止の取組や自主防犯活動等、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

(県民活動生活課、生活安全企画課)

① 犯罪発生状況等の情報提供

身近な犯罪である路上強盗、ひったくり、住宅侵入盗、車上ねらい、部品ねらい、 オートバイ盗、自転車盗の7罪種による発生状況と不審者等情報を示した「犯罪発生 マップ」を滋賀県警察のホームページに掲載し、情報を提供します。

(生活安全企画課)

① 高齢者を特殊詐欺の犯罪から守る啓発事業

毎月15日の「特殊詐欺啓発強化日」集中啓発のほか、関係団体との協定に基づくチラシの配布や、老人クラブ等への出前講座等、各種啓発活動を通じて、高齢者を中心とした特殊詐欺被害の未然防止を図ります。

(県民活動生活課)

③ 交通安全対策の推進

滋賀県交通対策協議会が主唱して、関係機関・団体の参画のもと、各種啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえて展開されるように努め、交通事故を防止し安全で安心な湖国滋賀を実現させるため、交通安全県民総ぐるみ運動を展開します。

(道路保全課、交通企画課)

(4) 交通事故の実態に関するデータの公表

交通事故の現状について、死傷別、事故類型別、年齢層別等のデータの公表や、 交通事故被害者の切実な訴えを取り入れた啓発教材の貸出等により交通事故の実態 やその悲惨さについての県民理解の増進を図ります。

(交通企画課)

(2) 民間被害者支援団体との連携強化と支援

民間被害者支援団体は、犯罪被害者等に対する相談対応や支援を通じ、犯罪被害者等支援に関する豊富な経験やノウハウを有するとともに、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援を提供するなど、犯罪被害者等支援を進める上で重要な役割を果たしています。このため、民間被害者支援団体と県や県警察、さらに市町や学校等との連携をさらに強化し、円滑な犯罪被害者等支援施策の推進を図ります。

また、民間被害者支援団体が安定して継続的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行います。

① 民間被害者支援団体との連携強化と支援

(公社) おうみ犯罪被害者支援センターに対し、県の犯罪被害者総合窓口や県警察の犯罪被害者サポートテレホン相談業務を委託して実施するとともに、犯罪被害者等支援について連携して取り組みます。

また、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を 行います。

(県民活動生活課、警察県民センター)

② 犯罪被害者等支援推進協議会における連携

犯罪被害者等支援に係る機関・団体等で構成する滋賀県犯罪被害者等支援推進 協議会の構成員相互の連携強化を図り、総合的な犯罪被害者等支援に取り組みま す。

(県民活動生活課、警察県民センター)

③ 市町と民間被害者支援団体との連携強化(再掲)

(県民活動生活課)

④ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実(再掲)

(県民活動生活課、幼小中教育課、人権教育課、保健体育課、私学・県立大学振興課)

⑤ 支援従事者の二次受傷対策

犯罪被害者等支援従事者に対してカウンセリングや事例検討会を実施し、支援 従事者が、その業務に従事する過程において受ける心理的な負担の軽減を図りま す。

(県民活動生活課)

⑥ 全国被害者支援ネットワークに対する協力

全国被害者支援フォーラムの研修会への参加等、犯罪被害者等が居住する地域に よって支援内容に大きな差が生じないよう、全国被害者支援ネットワークの運営、 活動に協力します。

(警察県民センター)